

綱 領

- 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成11年
3月15日
発行
第164号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
発行責任者 浜崎 健 蔵

第38回定期全国大会開催

'99年賃上げ4%、14,000円を要求

二月二十一日から二十三日の三日間、丘陵と谷あい、織りなす豊かな自然に抱かれた静岡県掛川市のヤマハリゾート「つま恋」において、第三八回定期全国大会が盛大に開催された。

全国加盟単組より、代議員及びオブザーバー等百十名余りの参加のもと、平成十一年度運動方針等について慎重に審議が行われ、本年度も要求貫徹に向けて力強く前進していくことを誓った。

大会第一日目は、まず開会式が行われ、参加者全員の参加を促すことが大であり、敬意を表した。

役員選挙が行われ、議決を経て、二・六六など労働者側から役員の出選が認められた。議長には近藤淳一氏(秦野日赤)、副議長には本田正和氏(豊橋血セ)、書記には早乙女正人氏(石巻日赤)がそれぞれ選出された。

大会執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「昨年十二月に公表された労働組合員数並びに組織率は下降傾向にあるが、日赤新労加盟単組の組合員数はここ数年上向きの傾向にある。これはひとえに各単組の相場をリードするトヨタ自動車、景気胎動が不況か、底も上

も見えない厳しい状況の中にあつて、我々日赤新労として、第三回中央委員会決定した九九年度基本賃金の引き上げ四・〇%（一万四千円）の獲得と諸要求の実現に向けて、今大会で十分審議をした上で決意を込めて取り組む。目標実現に向け、本日ここに集られた皆様方の強いご支援を要する次第である。

さて、九九年度は、四月一日から改正労働基準法が施行され、女性の深夜労働や休日労働の保護規定が撤廃されることになった。また、改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正部分が行われ、労働環境が大きく変わろうとしている。これらの改正に伴い、先般本社より育児休業及び介護休業制度等の一部改正にかかる協定書案が提示された。この件に関しては、今大会でも重要案件として審議したいので、慎重に審議したい。

次に、祝電が披露された後、議事は報告事項に入り、組織、教育、調査の各部長により各報告が、また浜崎中央書記長より一般経過報告が行われ、質疑の後賛成多数で承認された。

続いて、柏谷中央会計より平成十年度会計収支決算報告が行われ、上杉会計監査委員からの監査報告の後、承認された。

また、本部から「育児休業制度及び介護休業制度に関する協定の一部改正」について緊急提案があり、経過並びに問題点等についての詳細な説明がなされ、翌日審議することになった。



二日目は、平成十一年度運動方針、予算等について審議が行われ、賛成多数で承認、決定された。また、前日に本部より緊急提案のあった協定の一部改正については、代議員から数多くの意見や質問が出され、熱心な討議が行われた。

最終日には平成十一年度役員選挙が行われ、新役員が決定された後、岡山日赤の服部智子氏による「掛川大会宣言」が採択された。

最後に、九九年度運動方針に基づき諸要求実現に向けて、決意を新たに、力強く「頑張ろう」三唱が行われ、盛会の中に無事三日間の大会を終了した。

掛川大会宣言



- 労働時間短縮と、完全週休二日制の実施
- 教宣活動を強化し、組織の団結と活性化
- 福利厚生充実と、活力ある職場環境
- 定年制の早期実現と、老後保障の充実
- 天下一人事を排斥し、適正な人事管理と内部登用の六項目のスローガンを掲げ、日赤新労の理念を基調とし、全組合員の協力のもと、ゆるぎない意志と団結に努め、要求貫徹に向けて力強く前進することを誓います。

本部より緊急提案

「育児休業制度及び介護休業制度に関する協定の一部改正」

報告事項

- 各部報告
資料に基づいて報告が行われ、承認された。
- 一般経過報告
資料に基づいて報告が行われ、承認された。
- 会計収支決算報告
報告書通り承認された。
- 会計監査報告
適正且つ正確に処理されていると、承認された。
- 単組活動報告
各単組における交渉事項や諸活動について資料で報告され、承認された。

審議事項

- 平成十一年度運動方針案について

第三回中央委員会で決定された運動方針案について本部より、修正部分について説明がなされ、提案された。賛成多数で承認された。

また、福井血セより、施設長の退職勧奨年齢、一時金における給与要綱第三五に於ける給与要綱第三五に於ける賃金が、本部より取扱いについて説明がなされた。

二、予算案について
第三回中央委員会において決算見込みで提示した予算案を、一月決算で確定した繰越金から一部修正して提案され、決定された。

また、組合費納入における送金先の変更について連絡があり、現在の第一勧業銀行から「富士銀行浜松町支店」に振込先が変更とな

したが報告された。

- 基本賃金の引き上げは、定率込み四・〇%、一万四千円と決定された。
- 諸手当の改善については住宅手当における世帯主と準世帯主の区分について、また扶養手当と扶養控除についてなど質問が出され、質疑応答の後、賛成多数で決定された。
- 署名簿提出、ポスター・ビラの配布、闘争委員会の設置、文書・腕章・テレビホン戦術、施設長並びに支部長交渉による本社への圧力強化、各単組におけるスト権確立、本社集会の実施、中労委提訴、実力行使、以上が決定された。
- 本部役員について
武郷役員除衡委員長より役員選出について経過説明があり、本部役員三名の退任に伴う欠員に対しては、

役員選挙

役員選挙が行われ、有効投票数七五票中、信任七五票、不信任〇票で、平成十一年度新役員が決定された。(新役員は裏面に掲載)

平成11年度本部役員

中央執行委員長

梅村 正一
(名二日赤)

中央副執行委員長

川島 環
(鳥取日赤)

中央副執行委員長

坂本 樹由
(足利日赤)

中央書記長

浜崎 健藏
(岡山日赤)

中央会計

渡辺 渡
(青森血セ)



中央執行委員

森 一博
(名二日赤)

中央執行委員

後藤 孝浩
(石巻日赤)

中央執行委員

小池 且子
(芳賀日赤)

会計監査委員

上杉 勝信
(今津日赤)

会計監査委員

西島 靖人
(大津日赤)



六期目の

就任にあたって

中央執行委員長 梅村 正一

第三八回定期全国大会役員選挙において、今年度も引き続き中央執行委員長に選出されました。六期目の就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年までに労働基準法等関連法令が改正され、いよいよ今年四月一日に施行されます。特に、女性の保護規定の撤廃による時間外及び休日労働が、男女の区別なく行えることになりました。法律上整備されたことは喜ばしいことですが、逆に言えば女性の労働強化に他ならず、女性の昇格・昇進等の問題を今後の課題として取り組んでいかねばならないと考えます。

特に大都市ほど収入が伸び悩んでおり、これを理由に賃金カットが組合に提示されるなど、非常に厳しい状況にあります。このような中、日赤新労は掛川大会において、平成十一年度の賃上げ要求を率で四・〇%、額で一万四千円と決定しました。この要求額は、我々組合員とその家族の生活の向上と安定に欠かれない最低限のものであり、是非とも獲得しなければなりません。さらには、すべての組合員が安心して六五歳まで働ける環境づくりの目標である労働条件の改善を目指していく上で、いろいろな方々と対話をしながら活動していくことが、最も大切ではないかと考えております。

新任挨拶

名古屋第一赤十字病院 森 一博

日赤新労加盟組合の皆さん、このたびは本部中央執行委員に選出されました。支部、病院、血液センター、乳児施設と条件の違った施設が多数参加している連合体の中で、われわれの目標である労働条件の改善を目指していく上で、いろいろな方々と対話をしながら活動していくことが、最も大切ではないかと考えております。

石巻赤十字病院 後藤 孝浩

第三八回定期全国大会において初めて中央執行委員に選出されました。石巻日赤単組内でも久方ぶりの本部役員と言ったことであり、光栄に思うと同時に重大な責任を感じております。就任にあたりまして、まずは簡単に自己紹介させていただきます。

石芳賀赤十字病院 小池 且子

昭和三十七年七月十六日生まれ。宮城県石巻市生まれの石巻育ちで、A型の蟹座です。高校時代から続けているラグビーを今も趣味として続けていますが、最近の体力の衰えは隠せません。酒もどちらかというところかなり好きな部類に属するとは思いますが、酒豪揃い(?)の本部役員の方々に何となくついて参りたいと思っております。

昭和六十年に石巻赤十字病院事務部に入职し、会計課、営業課、そして本年二月に医事課へ異動となり、いと思っております。

北から南から スキー&温泉三昧

名古屋第一赤十字病院従組



ゲレンデコンディションは最高! スキーの腕前も最高?

毎年恒例となった当従組 日の業務終了後、七五名が員組合主催のスキーツアー 集合して、一路赤倉温泉をですが、今年も二月二十八 目指しました。

以前であれば八時間程度かかった道中も、上信越自動車道の延長によりかなり時間短縮され、バスツアーには有り難いことです。初日は心配された大雪も去り、天気良好! ゲレンデコンディションも終日パウダースノー。参加者のほとんどが、リフト終了間際まで思いっきりスキーを楽しみました。宴会では、飯山赤十字病院よりお酒を差し入れて頂き、夜遅くまで盛り上がりました。翌日は半数の参加者が二日酔いで、温泉治療組に变身してしまっただけは言うまでもありません。帰りの道中も順調で、バスの車内では早くも「来シーズンは何処にしようか」と思案しながら帰省した幹事一同でありました。なお、宿までわざわざお出でいただきました飯山日赤の佐藤執行委員長、宮崎書記長には、書面をお借りしてお礼申し上げます。(青年婦人部長・堀内 俊明)

労基法等改正のポイント

一就業規則の改正にあたって一

労働基準法等労働関係法が一部改正され、4月1日から実施されます。今回の改正と就業規則の改正における大きなポイントは次のとおりです。

1. 女性の保護規定の撤廃があります。女性の休日労働、週休の勤務禁止が廃止され、時間外労働における時間数の上限も廃止されます。但し育児又は家族の介護に携わっている女性職員は急激な環境変化を考慮して、3年間は時間外勤務の上限を年間150時間以内とする経過措置が設けられていますので、三六協定を締結する際はこの点を配慮しなければなりません。また、支部は女性の深夜勤務が禁止となっていました。これも廃止となっています。
2. 男女雇用機会均等法関係では、セクシュアル・ハラスメント防止についての条項が追加されました。これにより、職員の基本的義務を規定し、防止規定の制定が必要となりました。日本赤十字社では、セクシュアル・ハラスメント防止規程(本達丙3号)を制定し、併せて防止ハンドブックを公表しています。今後は、日赤の各施設内に相談員が置かれ、セクハラに関する苦情相談が受け付けられるようになります。また、用語の整理が行われ、今後は「女子」から「女性」へ変更となります。
3. 育児・介護を行う職員の深夜勤務の免除が新たに制定され、他に保育・介護を行う同居親族がない職員については、深夜勤務が免除されます。また、介護対象者等の拡大が図られ、負傷・疾病又は身体上若しくは精神上の障害(老齢を含む)も対象となります。
4. 感染症予防法関係の改正に伴い、用語が「法定伝染病」から「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」や「無症状病原体保有者」などに変更されました。以上、各施設においても、就業規則改正にあたっては上記の点にご留意ください。